NI+CPサブコントラクター特則（IBM TLSサービス用）

本特則は、NI+CPがお客様のサブコントラクターとなり、IBMのTLSサービスを提供する場合に適用されるものとなります。本特則の定めは、NI+C P 機械関連保守サービスのご提供条件及び IOS 保証オプションサービスのご提供条件に優先して適用されます。

１．IBMサービス

プライムコントラクターであるお客様は、本特則の条件のもと、該当する IBM 別紙に記載されているサービス（以下「本サービス」といいます）を販売する権限を有します。お客様は、IBM 別紙で認められていないカスタマイズされたサービスについては、NI+CPまたはIBMのリソースを提供または約束する前に、NI+CPの書面による承諾を得なければなりません。お客様がNI+CPおよびIBMを下請けとして使用する場合、本サービスはIBMの標準的なサービスか、お客様の特定の要件に合わせてカスタマイズされたサービスのいずれかになる可能性があります。各サービスの取引は、取引文書に記載されます。本特則の下で、NI+CPは、関連する作業指示書（以下「SOW」）および関連する個別契約（以下「個別契約」といいます）、さらにその他の該当する取引文書に記載されているように、お客様の顧客に当該サービスを提供する目的で、お客様に本サービスを提供します。これらのサービスは、お客様のマーケティングの一環として、お客様独自のブランドで提供される場合があります。これらのサービスに関して、NI+CPまたはIBMとお客様の顧客との間に契約は存在しません。

２．人員

各当事者は、本特則に基づいて要求される業務を遂行する資格を有する人員を配置し、その人員の監督、指示、管理及び補償について責任を負うものとします。上記を条件として、各当事者は、その要員および請負業者の配置を決定することができます。NI+CPは、本サービスの提供またはその補助のために従契約者を使用することができますが、この場合、NI+CPは、本特則に基づく義務の履行および本サービスの履行について引き続き責任を負うものとします。

３．お客様の責任

お客様は、お客様の顧客の施設、システム、情報、人員およびリソースに十分かつ安全にアクセスし、SOWに基づくその他の責任を遂行することに同意し、すべてNI+CPに無償で提供します。お客様は、NI+CPがお客様の下請けとして本サービスを実施する前に、お客様の顧客との間で、排他的救済条項および適用されるSOWを含む適切な契約を締結することに同意するものとします。NI+CPは、お客様、お客様の販売店またはお客様の顧客が、かかるアクセスの提供または SOWに基づくお客様の顧客の他の責任の履行を遅らせることによって生じる、本サービスの履行遅延または履行不能について責任を負いません。本サービスの遂行のために、お客様、お客様の販売店、またはお客様の顧客の施設、ソフトウェア、ハードウェア、ネットワークまたはその他同様のリソースをNI+CPが利用できるようにする前に、お客様は、NI+CPまたはその従契約者が、マテリアルの開発を含む本サービスの遂行に必要な範囲で、かかるリソースを使用、アクセス、変更するためのライセンスまたは承認を得ることに同意するものとします。NI+CPは、お客様がかかるライセンスまたは承認を速やかに取得しなかったことが、NI+CPの義務の履行能力に悪影響を及ぼす範囲において、その義務を免除されるものとします。お客様がこれらのライセンスまたは承認を取得しなかった結果、第三者がNI+CPに対して請求した場合、お客様は、かかる請求に関連してNI+CPが合理的に負担する費用および損害をNI+CPに弁済することに同意するものとします。

４．料金と支払

本サービスの支払額は、以下の種類の料金のうち1つまたは複数に基づくものとします：
a. 1 回限りまたは繰り返し (サポートサービスの定期的な料金など)：
b. 人月単価 (時間単位のサービスの料金など)：または
c .固定価格（カスタム・サービスに関して両当事者間で合意された特定の金額など）
本サービスの内容や状況によっては、追加料金（特別な取り扱いや旅費など）が発生する場合があります。追加料金が発生する場合は、事前にお客様に通知します。本サービスの料金は、NI+CP所定の方法で請求されます。請求は、事前に、本サービス実行中定期に、または本サービス完了後に行われることがあります。1回限

りの料金および定期的な料金は、実際の使用または許可された使用の測定値（例えば、メンテナンスサービスの検針値やネットワークサービスの接続時間など）に基づく場合があります。

お客様 は、NI+CPが指定する通りに実際の使用データを提供することに同意するものとします。利用料金に影響を与える変更（例えば、プログラムのプロセッサーのサイズや構成の変更など）については、お客様は、NI+CPに速やかに通知し、該当する料金を支払うことに同意します。定期的な使用料は、それに応じて調整されます。NI+CPは、お客様 に７５日前に書面で通知することにより、本サービスの定期料金、および本特則に基づいて提供される本サービスの人件費および最低料金を値上げすることができるものとします。値上げは、NI+CPが通知で指定した発効日以降の請求書または請求期間の初日から適用されます。お客様は、減額措置の発効日以降に支払期日が到来する金額について、減額措置を受けられます。お客様が前払いするサービスは、該当する契約期間内に使用する必要があります。NI+CPは、別段の定めがない限り、未使用のプリペイドサービスに対するクレジットまたは払い戻しを行いません。

５．プロジェクト資料

NI+CPは、SOWに基づいてNI+CPがお客様のために開発したプロジェクト資料の著作権を所有します。プロジェクト資料のうち、お客様に納品されたもののSOWに基づいて作成されていない著作物、およびSOWに基づいて作成された著作物の修正版または拡張版は除外されます (既存の著作物)。
NI+CPは、お客様に対し、既存著作物の派生物を使用、実行、複製、表示、実行および作成するための、取消不可な非独占的かつ使用する国を限定しない(お客様 の支払い義務の対象となる) ライセンスを付与します。NI+CPまたはIBMは、プロジェクト資料の派生著作物を使用、実行、複製、表示、実行、サブライセンス供与、配布、および作成するための、取り消し不能で非独占的な全世界の有償ライセンスを保持します。NI+CPは、お客様に75日前に書面で通知することにより、本サービスの条件を変更することができます。これらの変更は、遡及されません。これらの変更は、新規注文、更新、および期限切れのない継続的な取引に対して、NI+CPが通知で指定した発効日から適用されます。継続可能な契約期間が定められている取引について、お客様 は、以下の場合、通知された変更の発効日を現在の契約期間の終了まで延期するようNI+CPに要求することができます：1) その変更がお客様の現在の契約期間に影響を与え、かつ2) お客様がその変更を不利と考える場合。NI+CPとお客様が、上記以外、サービス条件を変更することに合意した場合、変更合意書を作成し、NI+CPとお客様が署名する必要があります。変更合意書の条件は、過去の「変更合意書」に記載されている条件に優先して適用されます。お客様からの書面による連絡（注文書など）で追加または修正された条件は、NI+CPとお客様が書面で同意しない限り、無効となります。

６．自動更新

更新型サービスは、お客様とNI+CPのどちらか一方が、更新しない旨を契約期間の終了の40日前までに相手方に書面で通知しない限り、同じ長さの契約期間で自動的に更新されます。ただし、NI+CPは、契約期間の終了の25日前までに、お客様に対し、更新しない旨を書面で通知することにより、契約期間の満了時に契約を終了させることができます。

７．機械に関するサービス

NI+CPは、機械を仕様に適合した状態に保つ、または仕様に適合した状態に回復するために、特定の種類のサービスを提供します。NI+CPは、機械に対して利用可能なサービスの種類をお客様に通知します。NI+CPは、その裁量で、1）故障した機械を修理または交換し、2）お客様の所在地、お客様の顧客の所在地、サービスセンターのいずれかでサービスを提供します。サービスの種類によって、お客様またはお客様の顧客が故障した機械をNI+CPに届ける必要がある場合、お客様は、NI+CPが指定する場所に適切に梱包して発送する（NI+CPが指定しない限り元払いとします）か、お客様の顧客に要求するものします。NI+CP が機械を修理または交換した後、NI+CPが別途指定しない限り、NI+CPは NI+CPの費用負担で機械をお客様またはお客様の顧客に返却します。NI+CP は、1) NI+CPが所有している間、または 2) NI+CPが輸送料金を負担する場合は輸送中に、機械が紛失または損傷した場合に責任を負います。フィーチャー、コンバージョン、またはアップグレードのサービスは、1) 特定の機械の場合は指定されたシリアル番号の付いた機械、および2) フィーチャー、コンバージョン、またはアップグレードと互換性のあるエンジニアリングチェンジレベルの機械に実施する必要があります。NI+CPは、IBM製機械に適用される選択された技術的変更を管理および実施し、予防保守を実施する場合があります。NI+CP は、選択された非IBM機械に対してメンテナンス・サービスを提供します。

お客様は、次の事項に同意します。
a. お客様の顧客が所有していない機械にNI+CPが本サービスを提供する場合、所有者から承認を得ること
b. 必要に応じて、NI+CPがサービスを提供する前に、お客様の顧客が以下の事項に同意していることを確認します：(1)NI+CPが提供する問題判定、問題分析、サービスリクエストの手順に従うこと(2) 機械に含まれるすべてのプログラム、データ、および資金を保護すること、(3) 機械の設置場所の変更をNI+CPに通知すること
c. IBM のインターネット・ウェブサイトからダウンロードされた、または他の電子メディアからコピーされた機械・コードおよびその他のソフトウェア・アップデートのインストールを含む、NI+CPが提供するサービスの指示に従います。

８．１　交換品

本サービスが機械または部品の交換を伴う場合、NI+CPが交換したアイテムはNI+CPの所有物となり、交換品はお客様の顧客または機械所有者の所有物となります（該当する場合）。お客様は、取り外したアイテムがすべて本物であり、変更されていないことを表明します。交換品は新品でない場合もありますが、正常に動作し、交換品と少なくとも機能的に同等であるものとします。交換品は、交換品の保証またはサービスステータスを前提とします。NI+CPが機械または部品を交換する前に、お客様は、NI+CPのサービス下にないすべての機能、部品、オプション、改造、および付属品を取り除くこと、または取り除いた状態にすることに同意するものとします。また、お客様 は、i) 交換を妨げる法的義務や制約がないことを確認し、ii) 取り外した部品の所有権および占有権をNI+CPに譲渡することに同意するものとします。一部のIBM機械のサービスでは、NI+CPがお客様または お客様の顧客に、お客様またはお客様の顧客による取り付けのための交換用交換品を提供します。そのような交換品は、i）機械の一部（キーボード、メモリ、ハードディスクドライブなどが該当し、Customer Replaceable Unit、または「CRU」といいます）、またはii）機械全体である場合があります。お客様 または お客様 の顧客は、交換用のCRU または機械の設置をNI+CPに依頼することができますが、設置にかかる費用はお客様の負担となる場合があります。NI+CPは、お客様またはお客様の顧客の要求に応じて、お客様の顧客の機械と共に、またいつでも情報および交換手順を提供します。NI+CPは、故障したCRUまたは機械をNI+CPに返却しなければならないかどうかを、交換品とともに出荷される資料で指定します。返品が必要な場合、返品指示書と容器が交換品と一緒に発送され、お客様またはお客様の顧客が交換品を受け取ってから15日以内にNI+CPが故障したCRUまたは機械を受け取らない場合、お客様は交換品の代金を請求されます。

８．２　対象外の項目

修理・交換サービスの対象外：
a. アクセサリー、サプライ品、バッテリー、フレーム、カバーなどの一部部品
b.お客様または お客様の顧客による誤用、事故、改造、不適切な物理的または操作環境、または不適切なメンテナンスによって損傷した機械
c. 機械や部品の識別ラベルが剥がされたり、変更されたりしている機械
d. IBM が責任を負わない製品に起因する不具合
e. 機械改造のサービス
f. お客様またはお客様の顧客が、NI+CPまたはIBMが書面で許可した以外の容量または能力を使用している機械へのサービス

８．３　その他のメンテナンス補償

お客様が機械の保守サービスを発注する場合、NI+CPはお客様に保守サービス開始日を通知します。NI+CPは、その日から1 ヶ月以内に機械を検査することができます。機械が本サービスに適した状態でない場合、お客様は NI+CPに有償で修復を依頼することができます。お客様は、保守サービスに対するお客様の要求を撤回することができます。ただし、お客様の要請によりNI+CPが実施した保守サービスについては、お客様に請求されます。

９．サービスの終了および廃止

一方の当事者が本サービスに関する義務を履行しない場合、相手方は本サービスを終了させることができるものとします。

お客様 は、NI+CPへの通知により、お客様がすべての最低要件を満たし、適用される本特則および取引書類に規定される調整料を支払った場合に、本サービスを終了することができます。保守サービスについては、お客様は、以下のいずれかの状況が発生した場合、調整料なしで終了することができます。　a. お客様の顧客が、本サービスが提供される対象製品を企業内での生産的な使用から永久に取り除いた場合　b. 本サービスが提供される適格ロケーションが、お客様の顧客によって管理されなくなった場合（例えば、施設の売却または閉鎖のため）　c. 機械が 6 ヶ月以上保守サービスを受けており、お客様が保守サービス終了の 2ヶ月前にNI+CPに書面で通知した場合　お客様は、1）サービス終了までにNI+CP が提供するすべてのサービス、およびNI+CPが提供するすべての製品およびマテリアル、2）サービス終了までにNI+CPが負担したすべての費用、および3）サービス終了にあたってNI+CP が負担したすべての費用を NI+CPに支払うことに合意します。　NI+CPは、お客様 に75日前に書面で通知することにより、本サービスまたは対象製品のサポートを撤回することができます。NI+CPがお客様が前払いをした本サービスを撤回し、お客様の顧客への提供が完了していない場合、NI+CP は お客様 に日割りで返金するものとします。NI+CPがお客様とのビジネスパートナー契約を終了した場合、NI+CPはお客様が既に支払った契約期間の残りの期間、本サービスの提供を継続することができます。ただし、本サービスを追加することはできません。　終了または撤回を越えて拡張される条件は、その性質上、履行されるまで有効であり、それぞれの後継者および譲受人にも適用されます。

１０．保証

NI+CPは、合理的な注意と技能を用い、添付書類またはSOW などの取引文書に含まれる現在の説明（完了基準を含む）に従って、各サービスを実施することを保証します。

この保証はお客様の独占的な保証であり、商品性および特定目的への適合性の黙示の保証を含むがこれらに限定されない、明示的または黙示的な他のすべての保証または条件に取って代わるものです。NI+CPは、いかなる成果物またはサービスについても、中断されないこと、またはエラーがないことを保証せず、また、すべての欠陥を修正することを保証するものではありません。別段の定めがない限り、NI+CPは、いかなる種類の保証もなしに、マテリアルおよび IBM以外のサービスを提供します。ただし、IBM以外のサプライヤーが、お客様に対して独自の保証を提供する場合があります。

１１．販売代理店の表明および保証 / 補償

a. 本特則、SOWおよびその関連個別契約の履行は、お客様に適用されるあらゆる合意、契約、文書、命令、判決、法令、法律、規則または規制の条件または条項と矛盾したり、違反したり、解除権を生じたり、不履行を構成する結果にならないものとします。

b. お客様は、本特則の条件が、お客様に対して強制力のある拘束力のある義務であることに同意します。

c. お客様またはお客様の顧客が、情報の保存、所有、送信のために本サービスを利用する場合、その情報の所有、作成、送信は、適用される法律に従わなければなりません。お客様は、お客様の顧客と前述の制限を含む契約を締結するものとします。

d.お客様は、すべての活動において合理的な注意を払い、本特則および関連する SOW およびその関連個別契約に基づく、または関連する要件に従って実行するものとします。

e. お客様は、NI+CPおよびIBM、その役員、取締役、代理人、従業員、およびその親会社と子会社を、お客様による本サービスのマーケティングおよびNI+CPが許可していない本サービスに関する表明の結果として、そこから生じ、被った、または負担した、損失、損害、責任および費用（合理的な弁護士費用を含むがこれに限定されない）を含むすべての第三者の請求、訴訟または手続きから防御、補償し、損害を与えないものとする。